

里親が感じている虐待被害者の自立における課題と必要な支援 ～里親・ファミリーホームを対象とした全国調査より～

永江 誠治¹・河村奈美子²・星 美和子³・本田 純久¹
北島 謙吾⁴・岩瀬 信夫⁵・小澤 寛樹¹・花田 裕子¹

要 旨

目的：虐待被害者が自立していくためには様々な課題がある。虐待被害者の委託経験のある里親が感じている、虐待被害者の自立における課題と必要な支援について明らかにする。

方法：2012年9月～2013年8月に、全国ファミリーホームおよび里親会に所属する里親を対象に自記式質問紙調査を実施した。ファミリーホーム協議会会長および各里親会会長より調査用紙を配布し、回答は郵送法とした。

結果：ファミリーホーム85件、里親273件の計358件から回答を得た（回収率30.4%）。虐待被害者（虐待被害疑い含）の養育経験があるのは229件（64.0%）であった。有効回答202件を解析した結果、6割以上の里親が、児が自立する上でコミュニケーションの取り方を学んでない、基本的な生活習慣が身についてない、ストレスへの対処方法を学んでないことに強い不安を感じていた。また、86.1%の里親が、措置解除後の継続的支援の必要性を強く感じており、その必要性は、コミュニケーションの取り方を学んでいないこと（ $r=.327, p<.001$ ）、ストレスへの対処方法を学んでいないこと（ $r=.311, p<.001$ ）等と有意な相関があった。

結論：虐待被害者が抱える自立に向けての様々な課題を委託期間内で克服することに里親は困難を感じていた。

保健学研究 32 : 43-53, 2019

Key Words : 虐待, 自立支援, 里親, ファミリーホーム

(2019年3月6日受付)
(2019年4月9日受理)

I. 研究背景

虐待被害者の自立の問題は、児童虐待に関わる人たちの間で18歳問題あるいは16歳問題として知られている¹⁻³⁾。

社会的養護が必要な児童として児童養護施設や里親のもとで生活している虐待被害者は、児童福祉法による支援が受けられるのは原則18歳までであるが、虐待の影響による対人関係上の問題や集団への適応困難、学力の遅れなどの生きづらさを抱えている彼らが18歳までに自立した生活を営めるようになるのは非常に難しい。また、18歳問題と同じく、義務教育終了後の16歳以上の若者たちが行き場を失っている現状もある。社会的養護から離れた未成年の若者や家庭内措置となっていた未成年の若者は、中学卒業後や高校中退後に自宅にいることに耐えられず、街を徘徊して悪い仲間に取り込まれて少年犯罪に巻き込まれたり、買春するまでに追い込まれている

ケース、高校を中退して施設や里親宅を出たあとに仕事や人間関係のストレスから仕事を辞めてしまうケースがみられる。彼らは、未成年であり保証人もいないため正規雇用につくことが難しく、貧困生活に陥っていく。そして自立支援のNPO法人や福祉法人に保護された、薬物依存症やうつ病のケースが学会で報告されている⁴⁾。東京都は、2010年に児童養護施設等を退所した若者を対象として、施設退所後の生活や就労状況についての調査を行っている。この調査では、彼らの特徴について、正規雇用率が低く収入が少ないこと、生活保護受給割合が高いこと、中卒の割合が高く大学への進学率が低いことなどを明らかにしたが、それよりも、調査対象3920名のうち半数近くは所在が特定できずに連絡先も分からない状況となっていること自体が問題であり、調査に参加できなかった虐待被害者たちは、さらに過酷な状況に陥っ

1 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

2 滋賀医科大学医学部看護学科

3 福岡女学院看護大学看護学部

4 京都府立医科大学看護学科

5 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部

ていることが推測される⁵⁾。彼らの多くは、虐待体験によってPTSDやコンプレックストラウマ、うつ病等を発症しているが、治療につなげてくれる大人が周りにいない場合が多く、自尊感情が低く、自分を大切にすることが苦手で、お金もなく保険証もない彼らが、必要な医療的支援を受ける機会はほとんどない。

18歳未満の児童に関する虐待通告の対応は、市町村及び児童相談所が窓口となっている。児童相談所は、保護が必要か家庭内で支援していくかについて検討するためのケース会議を行い、リスクの高い児童は、児童相談所の一時保護所ですばらく過ごし、社会的養護が必要と判断された児童は児童養護施設、あるいは里親に委託するなどの措置決定を行う。児童相談所の支援対象は、児童福祉法で18歳未満と定められているが、実際には通告時に18歳以上であっても児童相談所が対応せざるを得ないケースや、保護した後すぐに18歳となった場合には児童養護施設に入所させることができずに児童相談所がそのまま抱えているケースも多く、担当職員の個人的な努力や善意の協力機関との連携によってサポートされている⁶⁾。現在では、義務教育終了後の15歳から20歳までの若者を対象とした「自立援助ホーム」が徐々に増えており、措置解除後の若者の行き先の一つとなっているほか、児童養護施設入所児童や里親委託児童を、就学状況に応じて20歳未満まで措置延長することを厚生労働省が推奨している。また、児童相談所からの支援が受けられないまま10代後半となったハイリスクの若者を受け入れている民間主導の「子どもシェルター」も全国的な拡がりを見せている。その一方で、支援途中で連絡が取れなくなってしまう虐待被害者も多く、虐待の状況や虐待に伴う影響、最初の保護状況などの虐待被害者を取り巻く因子が、その後の自立支援阻害因子となっていることが推測される。

現在、社会的養護は、大きく「家庭的養護」と「施設養護」の2つに分けられ、「家庭的養護」には、養子縁組、里親、ファミリーホームが、「施設養護」には、児童養護施設、自立援助ホーム、グループホーム、情緒障害児短期治療施設、乳児院などが含まれる⁷⁾。厚生労働省は、社会的養護が必要な児童を可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設ケア単位の小規模化や、里親・ファミリーホームへの委託を推進している⁸⁾。我々の研究グループでは、自立の課題に直面する16歳あるいは18歳との関わりが多い、児童養護施設、グループホーム、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親等を対象として、虐待被害者への自立支援に関する現状及びニーズについての全国調査を行うことを計画した。本稿では、「家庭的養護」を担う、里親および里親機能の拡張形態であるファミリーホームを対象とした調査の結果について報告する。

II. 研究目的

里親が感じている虐待被害者の自立における課題と必要な支援について明らかにする。

III. 研究方法

1. 調査期間

2012年9月～2013年8月

2. 調査対象

全国ファミリーホームおよび里親を対象とし、以下の手順で調査を実施した。

1) ファミリーホーム

日本ファミリーホーム協議会会長に研究協力への承諾を得た後、会長から全国ファミリーホーム136件へ調査用紙を配付して頂いた。回収は、回答者から研究者に対して直接郵送された。

2) 里親

全国里親会会長に研究協力への承諾を得た後、各都道府県および政令指定都市にある66カ所の里親会会長に対して調査協力の依頼文書を発送し、21ヶ所の里親会から調査協力への承諾が得られた。その21ヶ所の里親会に所属している里親1050件を調査対象とし、調査用紙は各里親会の会長から里親へと配付して頂いた。回収は、回答者から研究者に対して直接郵送された。

3. 調査内容

1) 対象者の基本的属性

里親の年齢、専門里親の認定の有無、里子の養育経験年数、里子の養育経験人数、虐待被害者の養育経験人数、委託後に虐待被害者だと推察された人数について調査した。

2) 虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと、虐待被害者の自立に向けて特に教えていること、虐待被害者の養育における困難さ

質問項目は、これまでの研究者たちの虐待被害者に対するケアの経験および過去の調査から得た児童相談所対象の調査結果、パイロットスタディとして実施した里親への聞き取り調査等をもとに作成した。

「虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと」「虐待被害者の自立に向けて特に教えていること」「虐待被害者の養育における困難さ」のそれぞれにおいて、基本的生活習慣、家族としてのルール、挨拶などのマナーや社会のルール、コミュニケーションの取り方、ストレスへの対処法、年齢相応の学力、トラブルへの対応の7項目について質問した(表1)。回答方法は、「虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと」と「虐待被害者の養育における困難さ」については「非常に思う」「かなり思う」「少し思う」「あまり思わない」「全く思わない」の5段階で評価し、「虐待被害者の自立に向けて特に教えていること」は、7項目のうち該当するものを複数回答で選択してもらった。

表1. 虐待被害者が自立していく上での不安, 自立に向けて特に教えていること, 養育における困難さに関する7項目

児が自立していくうえで不安に思うこと	児の自立に向けて特に教えていること	児の養育における困難さ
1. 基本的生活習慣が身についていない 2. 家族としてのルールが身についていない 3. 挨拶などのマナーや社会のルールが身についていない 4. コミュニケーションのとりかたを学んでいない 5. ストレスへの対処方法を学んでいない 6. 年齢相応の学力が身についていない 7. トラブルが多く対応できない	1. 基本的生活習慣 2. 家族としてのルール 3. 挨拶などのマナーや社会のルール 4. 他者とのコミュニケーションのとりかた 5. ストレスへの対処方法 6. 学力の向上, 維持 7. トラブルへの対処法	1. 基本的生活習慣を身につけさせることが難しい 2. 家族としてのルールを身につけさせることが難しい 3. 挨拶などのマナーや社会のルールを身につけさせることが難しい 4. コミュニケーションのとりかたを学ばせることが難しい 5. ストレスへの対処方法を学ばせることが難しい 6. 年齢相応の学力を身につけさせることが難しい 7. 日常的にトラブルを起こすので対応が大変である

3) 措置解除後の継続的支援の必要性

措置解除後の継続的支援の必要性について、「自立していくためには措置解除後も継続的な支援体制が必要だと思いますか?」「措置解除後も継続的な支援をしたいと思いますか?」という2つの項目を設定し, 上記と同様に「非常に思う」～「全く思わない」の5段階で回答を得た。

4) 分析方法

はじめに, 対象者の基本的属性について単純集計を行い, 里親とファミリーホームおよび専門里親の認定の有無で結果を比較するために Mann-Whitney のU検定および χ^2 検定を行った。次に, 虐待被害者が自立していく上での課題および虐待被害者の自立に向けて特に教えていること, 虐待被害者の養育における困難さの各7項目について単純集計を行い, 基本属性との関連について Mann-Whitney のU検定および χ^2 検定, Spearman の順位相関係数を用いて解析した。最後に, 措置解除後の継続的支援の必要性との関連について, Mann-Whitney のU検定および Spearman の順位相関係数を用いて解析した。解析には PASW statistics 18.0を用いて, 有意水準5%で両側検定を行った。

5) 倫理的配慮

日本ファミリーホーム協議会会長と全国里親会会長には口頭と文書で, 各都道府県および政令指定都市の里親会会長には文書で, 研究目的と研究方法, 倫理的配慮などについて説明した。調査対象者の氏名や住所などの個人情報流出を防ぐため, 各会長から対象者宅へ調査用紙を配布してもらうよう依頼し, 調査用紙が研究者のもとへ返送されてきたことをもって, 各対象者は調査協力で同意したと判断した。なお, 本研究は長崎大学大学院医歯薬学総合研究科倫理委員会の承認(承認番号12072626)を経て実施した。

IV. 結果

全国のファミリーホーム136件, および全国の里親1050件に調査用紙を発送し, ファミリーホーム85件, 里親273件の計358件から回答が得られた(回収率30.4%)。このうち, 虐待被害者として委託した里子, あるいは虐待被害者とは言われていないが委託した後に虐待被害にあっていたと推察される里子の養育経験があると回答したのは, ファミリーホーム78件, 里親151件であり, 合計229件(全回答者の64.0%)であった。この229件のうち, 虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと, 虐待被害者の自立に向けて特に教えていること, 虐待被害者の養育における困難さのいずれかに回答の不備がある27件を除いた202件を解析対象とした。

1. 対象者の属性

対象者の属性は表2に示した。対象者のうちファミリーホームは71件(35.1%), 里親は131件(64.9%)であった。対象者全体における養育者の年齢の平均と標準偏差は, 夫が59.2±8.7歳, 妻が56.6±8.4歳で, 養育経験年数は11.2±8.5年であった。また, 現在までの養育経験人数は9.1±10.2名で, そのうち, 虐待被害者として委託した里子の養育経験人数は3.1±3.0名, 委託後に虐待被害者だと推察された里子の人数は2.0±2.5名, その両方を合わせた人数は4.9±4.2名であった。専門里親の認定を受けているのは87件(43.1%)であった。

ファミリーホームと里親で比較したところ, 養育経験人数はファミリーホーム12.8±10.9名で里親7.1±9.3名 ($p<.001$), 虐待被害者として委託した里子の養育経験人数はファミリーホーム4.0±3.1名で里親2.7±2.8名 ($p<.001$), 委託後に虐待被害者だと推察された里子の人数はファミリーホーム2.9±3.1名で里親1.6±1.9名 ($p=.002$), その両方を合わせた人数はファミリーホーム6.5±4.8名で里親4.0±3.6名 ($p<.001$)であり, それぞれファミリーホームの方が

里親よりも有意に多かった。専門里親は、ファミリーホーム33件(46.5%)、里親54件(42.1%)であり、統計的有意差はなかった($\chi^2=5.19$, $df=1$, $p=.552$)。また、専門里親と専門里親の認定を受けていない養育里親で比較したところ、夫の年齢を除く全ての項目(妻の年齢、養育経験年数、養育経験人数、虐待被害者の養育経験人数、委託後に虐待被害者だと推察された児の人数、その両方を合わせた人数)において、専門里親の方が有意に多かった。また、養育里親においても、平均 2.6 ± 2.3 名の虐待被害者を委託していた。

2. 虐待被害者が自立していくうえでの課題および自立に向けた養育の内容、養育上の困難について(表3)

虐待被害者が自立していくうえで不安に思うことについて「非常に思う」あるいは「かなり思う」と回答したのは「コミュニケーションの取り方を学んでいない」128件(63.4%)「基本的な生活習慣が身についていない」126件(62.4%)「ストレスへの対処方法を学んでいない」123件(60.9%)「家族としてのルールが身についていない」121件(59.9%)「年齢相応の学力が身についていない」112件(55.4%)「挨拶などのマナーや社会のルールが身についていない」103件(51.0%)「トラブルが多く対応できない」86件(42.6%)の順に多かった。また、これらの項目において、ファミリーホームおよび里親間で差は見られず、その他の基本属性(里親の年齢、専門里親の認定の有無、里子の養育経験年数、里子の養育経験人数、虐待被害者の養育経験人数、虐待被害者あるいは委託後に虐待被害者だと推察された人数)との間にも統計的有意差はみられなかった。

虐待被害者の自立に向けて特に教えていることとして選択されたものは「基本的な生活習慣」165件(81.7%)「挨拶などのマナーや社会のルール」135件(66.8%)「他者とのコミュニケーションの取り方」127件(62.9%)「家族としてのルール」104件(51.5%)「ストレスへの対処方法」76件(37.6%)「学力の向上・維持」67件(33.2%)「トラブルへの対処法」60件(29.7%)の順に多かった。また、選択された項目数の平均と標準偏差は、 3.6 ± 1.8 個であった。また、これらの項目において、ファミリーホームの方が里親よりも選択する割合が高かったのは「基本的な生活習慣($p=.023$)」「挨拶などのマナーや社会のルール($p=.019$)」であり、専門里親の方が養育里親よりも割合が高かったのは「ストレスへの対処方法($p=.040$)」「トラブルへの対処法($p=.005$)」であった。

虐待被害者の養育における困難さについて「非常に思う」あるいは「かなり思う」と回答したのは「基本的な生活習慣を身につけさせることが難しい」144件(71.3%)「家族としてのルールを身につけさ

せることが難しい」および「ストレスへの対処方法を学ばせることが難しい」136件(67.3%)「コミュニケーションのとりかたを学ばせることが難しい」128件(63.4%)「年齢相応の学力を身につけさせることが難しい」125件(61.9%)「挨拶などのマナーや社会のルールを身につけさせることが難しい」119件(58.9%)「日常的にトラブルを起こすので対応が大変である」104件(51.5%)の順に多かった。また、これらの項目において、ファミリーホームおよび里親間で差は見られず、その他の基本属性(年齢、専門里親の認定の有無、里子の養育経験年数、里子の養育経験人数、虐待被害者の養育経験人数)との間には統計的有意差はみられなかった。

3. 措置解除後の継続的支援の必要性との関連因子

虐待被害者が自立していくためには、措置解除後も継続的な支援体制が必要かという問いに対して「非常に思う」あるいは「かなり思う」と回答したのは174件(86.1%)で、措置解除後も自分たちが継続して支援をしたいかという問いに対しては133件(65.8%)であった(表4)。

「措置解除後も継続的な支援体制が必要」は、虐待被害者あるいは委託後に虐待被害者だと推察された児の養育人数と有意な正の相関($r=.155$, $p=.028$)がみられたが、里親とファミリーホームで差はなく、年齢、専門里親の認定の有無、里子の養育経験年数、里子の養育経験人数においても統計的有意差は見られなかった(表5)。また、虐待被害者が自立していくうえで不安に思う7項目において「コミュニケーションの取り方を学んでいない」($r=.327$, $p<.001$)「ストレスへの対処方法を学んでいない」($r=.311$, $p<.001$)「挨拶などのマナーや社会のルールが身についていない」($r=.266$, $p<.001$)「家族としてのルールが身についていない」($r=.243$, $p=.001$)「トラブルが多く対応できない」($r=.233$, $p<.001$)「基本的な生活習慣が身についていない」($r=.213$, $p=.002$)と、有意な正の相関がみられたが、「年齢相応の学力が身についていない」のみ有意差はみられなかった($r=.114$, $p=.107$)。自立に向けて特に教えていることの7項目においては「コミュニケーションの取り方」を選択していることと有意な関連が見られた($p=.004$)。虐待被害者の養育における困難さにおいては、7項目すべてにおいて、統計的に有意な正の相関が見られた。

「措置解除後も自分たちが継続して支援をしたい」との関連が見られたものは、虐待被害者の養育における困難さ7項目の「家族としてのルールを身につけさせることが難しい」($r=-.149$, $p=.034$)のみで、有意な負の相関がみられた。それ以外に統計的に有意な関連はみられなかった。

表 2-1. 対象者の属性（里親形態）における比較

	合計 (n=202)			ファミリーホーム (n=71)			里親 (n=131)			P		
	n	平均 ± SD	範囲	n	平均 ± SD	範囲	n	平均 ± SD	範囲			
夫の年齢	176	59.2 ± 8.7	33-81	61	59.3 ± 7.3	43-81	115	59.1 ± 9.3	33-77	.760		
妻の年齢	182	56.6 ± 8.4	31-79	63	56.6 ± 7.5	36-79	119	56.7 ± 8.8	31-78	.765		
養育経験年数	194	11.2 ± 8.5	0-40	70	12.0 ± 7.8	1-32	124	10.8 ± 8.9	0-40	.203		
養育経験人数	197	9.1 ± 10.2	0-75	70	12.8 ± 10.9	1-75	127	7.1 ± 9.3	0-75	<.001		
虐待被害児の養育経験人数	201	3.1 ± 3.0	0-23	71	4.0 ± 3.1	0-15	130	2.7 ± 2.8	0-23	<.001		
委託後に虐待被害児だと推察された 児の人数	175	2.0 ± 2.5	0-20	61	2.9 ± 3.1	0-20	114	1.6 ± 1.9	0-10	.002		
虐待被害児あるいは虐待被害児だと 推察された児の養育経験人数	202	4.9 ± 4.2	1-30	71	6.5 ± 4.8	1-30	131	4.0 ± 3.6	1-28	<.001		
	n	%		n	%		n	%		χ^2	P	
専門里親 ^a	87	43.1%		33	46.5%		54	41.2%			.519	.552
無	115	56.9%		38	53.5%		77	58.8%				

Mann-Whitney の U 検定

a: χ^2 検定

表 2-2. 対象者の属性（専門里親の認定の有無）における比較

	専門里親 (n=87)			里親 (n=115)			P
	n	平均 ± SD	範囲	n	平均 ± SD	範囲	
夫の年齢	75	60.2 ± 8.1	33-76	101	58.4 ± 9.0	36-81	.130
妻の年齢	78	58.1 ± 8.0	31-75	104	55.4 ± 8.5	34-79	.013
養育経験年数	85	13.2 ± 8.4	0-40	109	9.7 ± 8.3	1-36	.001
養育経験人数	86	9.2 ± 6.3	0-31	111	9.1 ± 12.5	0-75	.008
虐待被害児の養育経験人数	87	3.8 ± 3.5	0-23	114	2.6 ± 2.3	0-12	.002
委託後に虐待被害児だと推察された児の人数	76	2.2 ± 1.9	0-8	99	1.9 ± 2.8	0-20	.042
虐待被害児あるいは虐待被害児だと推察された児の養育経験人数	87	5.7 ± 4.5	1-28	115	4.2 ± 3.9	1-30	.001

Mann-Whitney の U 検定

表 3. 虐待被害者の自立に向けての課題と養育における困難さ

	虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと					専門里親/ 養育里親 ^a				
	非常に そう思う	かなり 思う	少し 思う	あまり 思わない	非常に or かなり思う	FH/ 里親 ^a	p	FH/ 里親 ^a	p	非常に or かなり思う
1. 基本的な生活習慣が身についていない	46 (22.8%)	80 (39.6%)	56 (27.7%)	17 (8.4%)	126 (62.4%)	90.1% 77.1%	.023	90.1% 77.1%	.023	144 (71.3%)
2. 家族としてのルールが身についていない	45 (22.3%)	76 (37.6%)	53 (26.2%)	25 (12.4%)	121 (59.9%)					136 (67.3%)
3. 挨拶などのマナーや社会のルールが身についていない	38 (18.8%)	65 (32.2%)	60 (29.7%)	34 (16.8%)	103 (51.0%)	77.5% 61.1%	.019	77.5% 61.1%	.019	119 (58.9%)
4. コミュニケーションのとりかたを学んでいない	60 (29.7%)	68 (33.7%)	53 (26.2%)	16 (7.9%)	128 (63.4%)					128 (63.4%)
5. ストレスへの対処方法を学んでいない	58 (28.7%)	65 (32.2%)	52 (25.7%)	23 (11.4%)	123 (60.9%)					112 (55.4%)
6. 年齢相応の学力が身についていない	47 (23.3%)	65 (32.2%)	49 (24.3%)	35 (17.3%)	112 (55.4%)	46.0% 31.1%	.040	46.0% 31.1%	.040	86 (42.6%)
7. トラブルが多く対応できない	26 (12.9%)	60 (29.7%)	69 (34.2%)	37 (18.3%)	86 (42.6%)	40.2% 21.7%	.005	40.2% 21.7%	.005	104 (51.5%)
虐待被害者の自立に向けて特に教えていること										
1. 基本的な生活習慣	165 (81.7%)									
2. 家族としてのルール	104 (51.5%)									
3. 挨拶などのマナーや社会のルール	135 (66.8%)									
4. 他者とのコミュニケーションのとりかた	127 (62.9%)									
5. ストレスへの対処方法	76 (37.6%)									
6. 学力の向上、維持	67 (33.2%)									
7. トラブルへの対処法	60 (29.7%)									
虐待被害者の養育における困難さ										
1. 基本的な生活習慣を身につけさせることが難しい	74 (36.6%)	70 (34.7%)	46 (22.8%)	12 (5.9%)	144 (71.3%)					144 (71.3%)
2. 家族としてのルールを身につけさせることが難しい	63 (31.2%)	73 (36.1%)	48 (23.8%)	16 (7.9%)	136 (67.3%)					136 (67.3%)
3. 挨拶などのマナーや社会のルールを身につけさせることが難しい	39 (19.3%)	80 (39.6%)	48 (23.8%)	33 (16.3%)	119 (58.9%)					119 (58.9%)
4. コミュニケーションのとりかたを学ばせることが難しい	61 (30.2%)	67 (33.2%)	58 (28.7%)	15 (7.4%)	128 (63.4%)					128 (63.4%)
5. ストレスへの対処方法を学ばせることが難しい	60 (29.7%)	76 (37.6%)	50 (24.8%)	16 (7.9%)	136 (67.3%)					136 (67.3%)
6. 年齢相応の学力を身につけさせることが難しい	55 (27.2%)	70 (34.7%)	52 (25.7%)	21 (10.4%)	125 (61.9%)					125 (61.9%)
7. 日常的にトラブルを起こすので対応が大変である	52 (25.7%)	52 (25.7%)	58 (28.7%)	34 (16.8%)	104 (51.5%)					104 (51.5%)

a: χ^2 検定

表 4. 措置解除後の継続的支援

	措置解除後の継続的支援の必要性					措置解除後も継続的な支援体制が必要				
	非常に そう思う	かなり 思う	少し 思う	あまり 思わない	非常に or かなり思う	非常に そう思う	かなり 思う	少し 思う	あまり 思わない	非常に or かなり思う
自立していくためには措置解除後も継続的な支援体制が必要	118 (58.4%)	56 (27.7%)	26 (12.9%)	2 (1.0%)	174 (86.1%)	68 (33.7%)	65 (32.2%)	50 (24.8%)	13 (6.4%)	133 (65.8%)
措置解除後も継続的な支援をしたいと思う	68 (33.7%)	65 (32.2%)	50 (24.8%)	13 (6.4%)	133 (65.8%)					

表5. 措置解除後の継続的支援との関連因子

基本属性		措置解除後も継続的 支援体制が必要		措置解除後も継続的 な支援をしたい	
		<i>r</i>	<i>p</i>	<i>r</i>	<i>p</i>
FH・里親 ^a	FH/ 里親		.383		.458
専門里親・養育里親 ^a	専門 / 養育		.508		.171
夫年齢 (n=176) ^b		-.040	.602	-.031	.678
妻年齢 (n=182) ^b		-.027	.719	-.065	.387
養育経験年数 (n=194) ^b		-.014	.850	-.030	.674
養育経験人数 (n=197) ^b		.006	.933	.038	.594
被虐待あるいは被虐待疑いの養育人数 (n=202) ^b		.155	.028*	.113	.109
虐待被害者が自立していくうえで不安に思うこと ^b					
1. 基本的な生活習慣が身につけていない		.213	.002**	-.030	.668
2. 家族としてのルールが身につけていない		.243	.000***	-.042	.556
3. 挨拶などのマナーや社会のルールが身につけていない		.266	.000***	.004	.959
4. コミュニケーションのとりかたを学んでいない		.327	.000***	.013	.853
5. ストレスへの対処方法を学んでいない		.311	.000***	.038	.595
6. 年齢相応の学力が身につけていない		.114	.107	-.069	.331
7. トラブルが多く、対応できない		.233	.000***	-.052	.465
虐待被害者が自立に向けて特に教えていること ^a					
1. 基本的な生活習慣	有 / 無		.558		.633
2. 家族としてのルール	有 / 無		.227		.785
3. 挨拶などのマナーや社会のルール	有 / 無		.168		.940
4. コミュニケーションの取り方	有 / 無		.004**		.084
5. ストレスへの対処法	有 / 無		.068		.176
6. 年齢相応の学力	有 / 無		.812		.213
7. トラブルへの対応	有 / 無		.282		.356
虐待被害者の養育における困難さ ^b					
1. 基本的な生活習慣を身につけさせることが難しい		.219	.002**	-.018	.802
2. 家族としてのルールを身につけさせることが難しい		.161	.022*	-.149	.034*
3. 挨拶などのマナーや社会のルールを身につけさせることが難しい		.180	.010*	-.111	.114
4. コミュニケーションのとりかたを学ばせることが難しい		.323	.000***	.007	.921
5. ストレスへの対処方法を学ばせることが難しい		.198	.005**	-.019	.785
6. 年齢相応の学力を身につけさせることが難しい		.140	.046*	-.012	.862
7. 日常的にトラブルを起こすので、対応が大変である		.265	.000***	-.047	.502

a: Mann-Whitney の U 検定

b: Spearman の順位相関係数

*<.05, **<.01, ***<.001

V. 考察

1. ファミリーホームあるいは里親への虐待被害者の委託状況

今回の調査において、虐待被害者の委託人数は、ファミリーホームで平均 4.0 ± 3.1 人、里親で平均 2.7 ± 2.8 人であったのに加えて、委託時には虐待被害者だと伝えられていないが養育していく中で虐待被害者だと推察される里子が、ファミリーホームで平均 2.9 ± 3.1 人、里親で平均 1.6 ± 1.9 人いることがあきらかになった。社会的養護が必要な児童の中でも特に虐待被害者は、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることが必要であることから、里親への委託が推奨されている。また、虐待被害者は、愛着形成の未熟さや複雑性トラウマに伴う関係性構築の難しさや激しい問題行動等があり、養育する上での親の負担が大きいことから、専門的な知識と委託児童の養育経験が豊富な専門里親に預けるよう定められている。しかし、今回の調査から、専門里親の認定を受けていない養育里親においても平均 2.6 ± 2.3 人の虐待被害者を養育していることがあきらかになった。養育里親の中には、虐待に関する専門知識や養育スキルについて、十分な研修やトレーニングも無いまま、虐待被害者を養育している現状が伺える。また、里子が里親に委託される際、最初に児童相談所から里親に対して、里子の措置理由および成育歴、実親の概要等に関する情報提供が行われるが、宮里（2011）らの調査では、このときに提供される情報内容と情報量が、各都道府県、児童相談所、担当者によって差が激しく、個人情報保護を理由に、意図的に虐待などに関する情報提供が抑制されている傾向にあることが指摘されているほか⁹⁾、厚生労働省が平成25年度にファミリーホームを対象に行った調査でも、ファミリーホームが児童相談所との連携に望むこととして「児童に関する情報があまり開示されない」が複数挙げられていることから¹⁰⁾、児童相談所が被虐待の事実を十分把握できていないだけでなく、被虐待の事実に関する情報を里親に知らせずに虐待被害者を委託している可能性もある。虐待被害者に対する包括的継続的な支援を行っていくためには、関係者間における十分な情報共有と、里親の養育能力に見合った里子の委託、里親へのサポート体制について改めて見直していく必要がある。

2. ファミリーホームあるいは里親による虐待被害者の養育と養育上の困難さ

虐待被害者が自立していく上で不安に思うことは、7項目いずれも高い値であり、トラブルが多いことよりも、児のコミュニケーション能力の低さや基本的な生活習慣が身につけていないことに対する不

安が強かった。これらは、養育経験や養育人数、専門里親の認定などによる差がなかったことから、一度でも虐待被害者を養育した経験がある里親にとって、これらのことが被虐待児の自立における課題であることは共通認識であると言える。虐待被害者の自立に向けて教えていることは、里親の基本属性によって様々な違いが見られた。まず、ファミリーホームの方が里親家庭よりも、児に基本的な生活習慣や挨拶などのマナーや社会のルールについて特に教えていた。ファミリーホームは、養育者の家庭の中で5~6名の子どもの預かり、子ども同士の相互の交流を活かしながら基本的な生活習慣を確立し、豊かな人間性・社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的としており（児童福祉法施行規則第一条の九）、そのことに沿った結果であるといえる。次に、養育里親よりも専門里親の方が、児にストレスへの対処方法やトラブルへの対処方法について特に教えていた。専門里親は、虐待された児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児、知的障害時児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親であり、ストレス対処が困難な児童や激しいトラブルあるいは頻回にトラブルを起こす児童を委託していることから、これらのことについて特に教えているのだと推察される。虐待被害者の養育における困難さは、それぞれの項目において、虐待被害者が自立していく上で不安に思うことよりも多かった。特に、児に基本的な生活習慣を身につけさせることに7割以上の里親が強い困難さを感じており、他の項目においても半数以上が強い困難さを感じていた。これらは、里親形態や専門里親の認定との関連がなかったことから、虐待被害者を養育する上で共通する困難さだと考えられる。

ほとんどの里親は、虐待被害者が自立していく上で多くのことに強い不安を感じており、養育する上でとても困難だと回答していた。子どもが親から自立する過程において、愛着対象である養育者に対して依存したい気持ちと、養育者から自立したい気持ちとの葛藤を抱えながら徐々に自立して社会へと出ていくこととなるが、虐待被害者の場合、十分な愛着形成ができておらず自立欲求が芽生える段階まで心理社会的な発達を果たせていないことが多い¹¹⁾。心理社会的発達理論を提唱したエリクソンは、成長過程における重要他者との相互作用の中で発達課題が達成されていくこと、一つの発達段階が完了するまで次の段階に進むことができないことについて示しているが¹²⁾、虐待被害者が被虐待環境の中で達成できなかったこれらの発達課題は、新しい養育環境における新しい大人との関係性の中で少しずつ達成されていく。そのため、幼児期から里親が養育しているケースでは、これらの対人関係上の問題や基本

的生活習慣の獲得は改善されるものの、中学生や高校生になって保護されたケースでは養育期間が短く、問題行動を抱えたまま過ごしてきた期間も長い。短期間の養育期間では様々な問題の解決が難しい。このことは Hanadaら (2014) がファミリーホームを対象に行ったインタビュー調査の中でも多くの里親から語られている¹³⁾。本調査において、里親たちは虐待被害者のコミュニケーションスキルや基本的な生活習慣に特に不安を感じていたが、これらは被虐待経験そのものの影響だけでなく、委託したときの児の年齢による影響も大きいと考えられる。また、永江ら (2015) の調査によると、虐待被害に加えて何らかの障害を抱えている里子は53.7%であり、先天奇形や染色体異常などの身体的疾患に加え、知的障害、発達障害、ADHDなどが多く挙げられている¹⁴⁾。そのような場合、里親は養育上の困難さや将来に対する課題をより強く感じると考えられることから、今後、里子委託時の年齢や里子が抱えている障害による影響について、さらに調査を進めていく必要がある。

3. 虐待被害者が自立していく上での措置解除後の支援

措置解除後の継続的支援の必要性は、86.1%の里親が強く感じており、多くの虐待被害者を養育してきた里親ほどその必要性を感じていた。社会的養護下にいる子ども達は、原則18歳を年限として、個々の発達状況に関わらず社会へ送り出されてしまう。高校に進学できない、あるいは進学しても中退する子どもに関しては、15-16歳で社会的自立を強いられることとなる¹⁵⁾。前項でも述べたように、虐待被害者が自立した生活を送れるようになるには多くの課題を抱えており、措置解除後の継続的支援の必要性との相関がみられたのは、被虐待児が自立していくうえで不安に思うことのうち「年齢相応の学力が身につけていない」を除く6項目、および、養育における困難さ7項目すべてであったことから、支援の終了を18歳という年齢で決めるのではなく、重症な虐待被害者に対する措置期間延長や、自立に向けての個々の準備状況を考慮したうえでの措置変更や措置解除後の支援について検討していく必要がある。一方で継続的支援の必要性と「年齢相応の学力が身につけていない」に相関がみられなかったことは予想外であった。平成27年度に高校を卒業した里親委託児のうち、大学や専修学校等に進学したものは50.2%である。これは、児童養護施設児の24.0%と比べると高いものの一般の進学率74.1%と比べるとまだまだ低く、進学した後に中退してしまう者も多い¹⁶⁾。Hanada (2014) らは、ファミリーホームへのインタビュー調査から、被虐待児の抱えている

困難さについて明らかにしており、その中には「低い学力と意欲」が含まれている。語られたエピソードの中には、児は専門学校や大学へ進学しても生活費を自分で稼がないといけないため就学が続かないことや、職業訓練校で介護士の資格を取って働いていても突然辞めて風俗で働き始めるなどが挙げられていたことから¹³⁾、虐待被害者が自立した生活を送るためには、進学や就職するための学習支援以上に、進学後や就職後にそれらを維持・継続できるような支援が重要だと考えられる。

措置解除後も自分達が継続して支援したいと強く希望していた里親は65.8%だったが、児が自立していく上で不安に思うこととの関連はみられず、養育における困難さの「家族としてのルールを身につけさせることが難しい」と負の相関を示したことから、子どもが自立することについて強い不安がなく、子どもに家族としてのルールを身につけさせることができたと考えている里親ほど、措置解除後に自分が継続して支援することを希望していた。これは、措置解除後に、共に生活をしない状況では問題の改善が難しいととらえているものと考えられ、たとえ措置解除後の継続的支援が必要でも、里親だけでは現実的に困難であることを示している。反対に、うまく養育がいき、コミュニケーションが取れ、大きな問題がなければ、離れていても継続的支援が可能であると里親は捉えているのではないだろうか。一般家庭において、18歳で親から完全に自立している者はあまりおらず、ほとんどの親は、子どもが大学等に進学したあとも経済的あるいは精神的な支援を続けている。子どもが就職して自立した後も、病気・災害・結婚・子育てなどの子どもだけでは対応できない事態がおきると、子どもは親を頼り、親も子どもを支援するという関係性が続く。里親においても、虐待被害者が自立して措置解除した後もそのような支援を継続できるようなシステムの改善が求められる。その一方で、里親が抱えている、虐待被害者の自立に関する不安や養育上の困難さを解決していきけるような、里親への支援体制を構築していく必要がある。厚生労働省が平成27年度にファミリーホームを対象に行った調査では、ファミリーホーム委託解除後の交流について、「電話でのやりとり」「手紙・メールなどでのやりとり」「児童がファミリーホームに訪問してくる」がそれぞれ7割前後で、「里親が児童の住まいや職場を訪問する」「飲食店などで面会する」などは3割未満であったことから¹⁷⁾、今回の調査対象者においても、虐待被害者である里子が自立するための課題は多く継続的支援が必要と考えているが、措置解除後の里親の役割として必要なことは「実家」としての機能であり、子どもたちに対する後方的支援であると

推察される。措置解除後の里親と里子の交流に関する制限は特に定められておらず、里親や自治体によって様々であるが、個人情報保護の観点から措置解除後の里子の情報については児童相談所から里親に伝えられないことが多く、里親や里子も契約期間を過ぎたあとは、お互いあまり連絡を取らないように気を遣っている様子が見られる。措置解除後の自立生活に失敗した場合の対応に苦慮している現状があることから¹⁰⁾、措置解除後の公的支援の構築と、措置解除後の里親と里子の関係性の在り方についての両方の見直しが必要であると考えられる。

VI. 謝辞

本研究に快く協力頂きました里親の皆さまと、多忙な業務にもかかわらず御支援を下された全国里親会および日本ファミリーホーム協議会の皆様に深く感謝いたします。本研究は、平成24年度~27年度科学研究費補助金基盤研究(B)「16歳以上の虐待被害者を対象とした包括的継続的自立支援に関する研究」(課題番号24390506)の助成を受けて行った研究の一部です。

VII. 引用文献

- 1) 花田裕子, 永江誠治: 児童虐待におけるいわゆる「18歳問題」の現状と課題. 保健学研究, 21 (1) : 29-32, 2008.
- 2) 坪井節子: 虐待と親権制度-傷ついた子どもに寄り添って-. 家族研究年報, 39: 5-16, 2014.
- 3) 花田裕子: 児童関連サービス調査研究等事業報告書(平成24年度)「16歳以上の虐待被害者を対象とした包括的自立支援プログラム開発に関する研究(こども未来財団)」.
- 4) 永江誠治, 花田裕子: 思春期・青年期の虐待被害者の自立支援ネットワークにおける現状と課題. 子どもの虐待とネグレクト, 13 (1) : 137-144, 2011.
- 5) 東京都福祉保健局: 東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書(平成23年8月). 東京都福祉保健局, <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisiosyatyouusa.files/H22taisiosyatyouusa.pdf> (2018年9月1日アクセス).
- 6) Hanada H, Nagae M, Matsuo A, Saunders T: Current state and issues surrounding construction of an independent support network for child abuse victims over 18 years old in japan. *Children & society*, 29 (1) : 26-37, 2015.
- 7) 高橋英樹: 社会的養護再焦点化のプロセス. 新潟歯学会誌, 45 (2) : 39-50, 2015.
- 8) 厚生労働省: 社会的養護の課題と将来像の実現に向けて. 厚生労働省, https://hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-3s2-2.pdf (2018年9月1日アクセス).
- 9) 宮里慶子, 森本美絵: 養育里親の「不確実性の引き受け」による問題対処を支援ニーズ. 千里金蘭大学紀要8: 28-39, 2011.
- 10) ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ: 平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果. 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074597.pdf> (2018年9月1日アクセス).
- 11) 林もも子: アタッチメントと思春期臨床. 「甘え」とアタッチメント-理論と臨床-, 小林隆児, 遠藤利彦編, 遠見書房, 東京, 2012, 277-288.
- 12) Eric H Erikson: *Identity and the Life Cycle* (西平直, 中島由恵訳: アイデンティティとライフサイクル). 誠信書房, 東京, 2011.
- 13) Hanada H, Nagae M, Kitajima K, Hoshi M, Honda S, Iwase S, Ozawa H, Kawamura N: Foster parent accounts of issues of self-reliance and other problems faced by children who have suffered abuse during their transition to adulthood. *XXth International Congress on Child Abuse and Neglect*: 242, 2014.
- 14) 永江誠治, 河村奈美子, 星美和子, 本田純久, 北島謙吾, 小澤寛樹, 花田裕子: 障がいのある虐待被害児の自立に向けての養育上の困難さ. 日本子どもの虐待防止学会第21回学術集会抄録集: 224, 2015.
- 15) 早川悟司. 児童養護施設における自立支援の標準化: 東京都「自立支援強化事業」を通じて. 子どもと福祉, 6: 8-15, 2013.
- 16) 厚生労働省: 社会的養護の現状について(平成29年12月). 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf> (2018年9月1日アクセス).
- 17) 厚生労働省(みずほ情報総研株式会社): 平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホーム養育実態に関する調査研究報告書. 2016 <https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=2ahUKEwigtuClwLn dAhXIUbwKHfj5BRwQFjAAegQIC hAC&url=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ffile%2F06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku%2F0000137330.pdf&usg=AOvVaw1d-Igm7dFUk-zo5V303cWn> (2018年9月1日アクセス).

Difficulties and problems faced by abused adolescents who have reached the transitional stage: Views from foster parents.

Masaharu NAGAE¹, Namiko KAWAMURA², Miwako HOSHI³, Sumihisa HONDA¹
Kengo KITAJIMA⁴, Shinobu IWASE⁵, Hiroki OZAWA¹, Hiroko HANADA¹

- 1 Nagasaki University, Graduate School of Biomedical Sciences
- 2 Shiga University of Medical Science, School of Nursing
- 3 Fukuoka Jo Gakuin Nursing University, School of Nursing
- 4 Kyoto Prefectural University of Medicine, School of Nursing
- 5 Nagoya University of Arts and Sciences, School of Human Care Studies

Received 6 March 2019

Accepted 9 April 2019

Abstract

AIMS : Abused adolescents who have reached the transitional stage (those who have reached the end of the child welfare service) face various problems. We will present the perceptions of foster parents who have experience raising abused children/adolescents.

METHODS : The investigation period was from September 2012 to August 2013. We conducted a self-administered questionnaire survey on foster parents. In Japan, a foster home where the parents are raising five or more foster children is called a "Family Home." The subjects of this study were both the "foster parent" and the "family home." We distributed and collected the survey forms by mail.

RESULTS : We received a total of 358 responses (85.4% response rate), that is, from 85 family homes and 273 foster parents. There were 229 (64.0%) cases of foster parents raising children/adolescents who had been abused or were suspected of having been abuse. We analyzed 202 valid responses. More than 60% of the foster parents had strong anxiety about how an abused child/adolescent—with low communication skills, low stress-coping skills, and no basic life-skills—would manage the transition. Of the foster parents, 86.1% felt a strong need for continued support after the end of the child welfare service. There was a significant correlation between the need for continued support after the end of the child welfare service and anxiety about low communication skills ($r = .327, p < .001$), low stress-coping skills ($r = .311, p < .001$).

Health Science Research 32 : 43-53, 2019

Key words : abuse, independence support, foster parent, family home

